

令和8年8月14日

令和9年度新入学生の保護者の皆様

九度山町教育委員会
学校教育課

学校選択制度のご案内について

盛夏の候、来年度小学校・中学校への入学予定のお子様を持つ保護者の皆様方には、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、本教育委員会では来年4月より小学校・中学校に入学を予定されておりますお子様を持つ保護者の皆様方に学校選択制度のお知らせをさせていただきます。

原則、住居地によりお子様が就学すべき学校を指定しますが、一定期間内にお子様の特性や将来のことを考えて、指定された学校以外の学校を希望する場合は、所定の様式にて教育委員会に届け出ていただくことができます。

つきましては、以下の各項目にご留意いただき、お子様の教育環境を保護者の方で十分お考えいただきますようお願い致します。

なお、下記の〈表1〉のとおり就学すべき学校への入学を希望される場合は、この制度の手続きは不要です。

記

1. 提出期限 令和8年9月4日（金）
2. 提出方法 別紙「学校選択希望票」を九度山町教育委員会学校教育課へ提出
3. その他
 - ・ 同制度の活用を検討される場合は、事前に学校見学ができますので、希望の場合は、直接ご希望の学校の方に電話等でお伝えください。
 - ・ お子様の入学や様子についてご相談やご質問がある場合も学校教育課へお問い合わせ願います。（0736-54-2019 代表）
 - ・ 書類提出後は、原則として希望校を変更することができません。
4. 留意事項
 - ・ 学校を決めるにあたっては、お子様と保護者の方ご自身で、学校見学等を通じて学校の方針や実情などをお確かめのうえ、選択してください。
 - ・ 本制度を通じて遠距離での通学となった場合は、保護者の方が責任をもって送迎を行うことを原則とします。通学の安全や通学時間、毎日の送迎のことを考え、お子様やご家庭に無理のない選択をしてください。一定の通学距離を超える場合は、遠距離通学費の支給を行っています。

- ・学校の教育活動は、保護者や地域の皆様のご協力のもと成り立っています。保護者の方々には、指定校・指定校以外の学校を問わず、学校行事、PTAなどの保護者活動など、学校への積極的な参画・協力をお願いします。
- ・学校生活に必要な生徒指導上の注意事項（例 携帯電話の取扱いなど）については、各学校の取り決めや説明をご理解いただき遵守をお願いします。
- ・中学校の部活動は、学校や生徒にとって重要な教育活動の一つです。部活動を理由に学校を選ぶ場合は、指導教員の異動や生徒数の減少により希望した部が縮小したり休部に至るような場合も想定されることをご理解願います。

5. 面接や相談を要する可能性があるケースについて

- ・不登校・いじめなどで入学・転学を希望する場合は、面接審査・相談があります。
非行問題等、長期欠席していた理由によっては、申請をお断りすることがあります。
- ・河根小学校、河根中学校は、自然豊かな立地条件の良さと学校と地域の一体感が学校の魅力であるため少人数指導（特別支援学級を含め各学年最大8名程度）を基本とします。申請の状況により通学距離の短いところから優先的に配慮させていただく場合があります。

〈表1〉住所地別の就学すべき学校と本制度により変更できる学校

住所地	就学すべき学校	変更できる学校
九度山、入郷、慈尊院、椎出、下古沢、中古沢、上古沢及び笠木	九度山小学校 九度山中学校	河根小学校 河根中学校
河根、東郷、日之出、田摩及び北又	河根小学校 河根中学校	九度山小学校 九度山中学校
丹生川（日之出及び田摩を除く。）及び市平	丹生川小学校（休校中）	九度山小学校 河根小学校 九度山中学校 河根中学校

〈表 2〉学校別の特徴

九度山小学校	英語教育推進・通級指導・幼小連携
河根小学校・中学校	小中連携校・学校地域一体型教育・ヴァイオリン指導 少人数指導（不登校の児童生徒にとっても適合しやすい極小規模校）
九度山中学校	英語教育推進・指導方法の工夫による一部教科の教員 2 人体制指導
丹生川小学校	現在休校中

〈問い合わせ先〉

九度山町教育委員会学校教育課

0 7 3 6－5 4－2 0 1 9（代表）